

今定例会で可決された主な議案

議員提出

- 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書
- 緊急的な米需給調整対策を求める意見書
- 環太平洋連携協定(TPP)への参加に関する意見書
- 競輪事業における交付金制度等の見直しを求める意見書
- 高金利公的資金等の繰上償還制度の拡充を求める意見書

知事提出

◆平成二十二年補正予算関係

- 一般会計予算(二件)
- 特別会計予算(二件)
- 企業会計予算(一件)

◆条例の一部改正

- 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 職員の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- ◆その他
 - 当せん金付証券の発売について
 - 指定管理者の指定について(茨城県立カシマサッカースタジアム)
 - 指定管理者の指定について(茨城県立県民文化センター)
 - 指定管理者の指定について(茨城県総合福祉会館)
 - 指定管理者の指定について(鹿島港の魚釣園)
 - 指定管理者の指定について(茨城県水戸生涯学習センター)
 - 工事請負契約の締結について
 - 土地利用審査会委員の任命について
 - 平成二十一年度茨城県公営企業会計決算の認定について
 - 平成二十一年度茨城県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定について
- 地方自治法第一七九条第一項の規定に基づく専決処分について
ほか三十五件

永年在職議員表彰

十一月四日に茨城県議会の永年在職議員表彰が行われました。表彰を受けた議員は、次のとおりです。

- 五十五年在職 山口武平 議員
- 二十年在職 桜井富夫 議員
- 葉梨衛 議員
- 江田隆記 議員
- 西條昌良 議員
- 長谷川修平 議員
- 新井昇 議員
- 磯崎久喜雄 議員
- 半村登 議員
- 白田信夫 議員
- 飯塚秋男 議員
- 大内久美子 議員

また、十月二十六日に大分県で開かれた全国都道府県議会議長会定例総会において、自治功労者(永年勤続功労者)表彰が行われ、山口武平議員が県議在職五十五年の表彰を受けました。在職五十五年での表彰は山口議員が史上二人目です。



表彰を受ける山口議員

意見書(要旨)

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

国会及び政府においては、次の事項を實現し、毅然とした外交姿勢を確立されることを求める。

- 1 「尖閣諸島は日本の固有の領土である」との態度を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
- 2 政府は、検察当局の判断も含め、臨時国会の場で国民に対し説明責任を果たすこと。
- 3 中国からの謝罪や賠償には応じず、日本が被った損害を請求すること。
- 4 尖閣諸島の警備体制を充実・強化すること。

緊急的な米需給調整対策を求める意見書

国においては、危機的な状況を改善し、米生産者が安心して経営を展望できるように、次の対策を早急に講じられるよう強く要望する。

- 1 平成二十二年産米の適正な需給・価格環境を整備し、米価が大幅に下落する事態を招かないようにすること。
- 2 需給状況を改善するため、現下の過剰米を主食用市場から隔離することを柱とする国による緊急的な需給調整対策を早期に決定し、市場へ周知すること。
- 3 政府棚上げ備蓄(主食用米の買い入れ及び非主食用処理)は、現下の需給ギャップを踏まえ、平成二十二年産米から前倒しし、早期に実施すること。
- 4 水田を最大限に活用し、我が国の主食である米の安定供給と飼料用米等の振興により、食料増産と自給率向上を図ること。また、主食用米については、国が定める生産数量目標を適切に管理するための出口対策を含め、整合性のとれた政策体系を確立すること。

環太平洋連携協定(TPP)への参加に関する意見書

現在、国においては、十一月九日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋連携協定について、「その情報収集を進めながら対応していく必要がある

あり、国内環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」としているが、我が国の農業振興や食料安全保障をはじめ、経済全体に与える影響を十分考慮し、協議にあたっては、より慎重な対応を必要とする。よって、次のとおり対応されるよう強く望むものである。

- 1 環太平洋連携協定への参加については、そのメリット・デメリットについて、国民に対し詳細な情報を提供し、徹底的な国民的議論を行い、拙速な参加の判断は行わないこと。
- 2 政府は、環太平洋連携協定の情報収集を目的とした関係国との協議を進めるとしているが、関税の完全撤廃は国内農業・農村へ甚大な影響を与えると同時に、食料安全保障の観点からも、我が国をきわめて危険な状況に追い込む恐れがあるため、まずは国内において、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興等を損なうことのないよう十分な対策を行うこと。

競輪事業における交付金制度等の見直しを求める意見書

国においては、競輪事業を実施する施行者の厳しい現状を踏まえ、次の事項について、実現するよう強く要望する。

- 1 安定した競輪事業の継続を図るため、事業の制度・仕組み等について抜本的な見直しを早急に行うこと。
- 2 JKA交付金の交付率を大幅に削減すること。
- 3 交付金の算定については、収益を基本とすること。

高金利公的資金等の繰上償還制度の拡充を求める意見書

高金利公的資金等に係る金利負担軽減のため、次のとおり公的資金等の繰上償還制度の拡充を求める。

- 1 公的資金補償金免除繰上償還の対象に年利5%未満の起債についても認められたい。
- 2 水資源機構割賦負担金繰上償還の枠の拡大を図るとともに、年利5%未満の割賦負担金についても繰上償還を認められたい。